

# 新行財政改革推進プラン

～持続可能な県政へ～

平成20年3月

和歌山県

## 第 1 基本的考え方 .....1

- 1 基本方針 .....1
- 2 推進体制 .....1
- 3 取組期間 .....1

## 第 2 行財政改革推進プラン .....2

- I 一般会計について .....2
  - 1 本プランを実施しない場合の財政収支見通し .....2
  - 2 本プランを実施した場合の財政収支見通し .....2
  - 3 行財政改革推進プランの具体的対策 .....4
    - (1) 歳出削減 .....4
    - (2) 歳入確保 .....7
    - (3) 改善額の合計 .....8
    - (4) 財調・県債基金を除く一般会計に属する基金 .....9
- II 特別会計について .....12
  - 1 現状と具体的方策 .....12
    - (1) 公営企業会計 .....12
    - (2) 貸付事業会計 .....14
    - (3) その他会計 .....15
  - 2 特別会計に属する基金 .....15
- III 外郭団体等について .....17
  - 1 現状と具体的方策 .....17
    - (1) 和歌山県土地開発公社 .....18
    - (2) 社団法人わかやま森林と緑の公社 .....19
    - (3) 和歌山県住宅供給公社 .....19
  - 2 その他の県が出資・出捐を行っている団体 .....19

## 第 3 今後の課題 .....20

- 【別紙】 .....21

## 第1 基本的考え方

### 1 基本方針

和歌山県長期総合計画（平成20年3月策定予定）が掲げる将来像を実現するためには、強固な財政基盤が必要となる。しかしながら、本県の財政状況は極めて厳しい。平成4年度末には、財政調整基金と県債管理基金（以下「財調・県債基金」という。）を合計した基金残高は952億円であったが、その後は減少傾向を辿り、さらに、近年、いわゆる三位一体の改革に伴う急激な財源不足への対応として基金取崩しを続けた結果、平成19年度当初予算では、151億円の歳入不足を補填するために取り崩した後の財調・県債基金の年度末残高見込は191億円となった。

かかる財政状況のまま推移するとどうなるのか明らかにすべく、平成19年9月、本県の一般会計の今後10年間における財政収支見通しを推計したところ、現在の財政構造を前提とすると、平成21年度には財調・県債基金が枯渇し、それ以降も慢性的な財源不足のまま推移するとの見通しが明らかになった。

この見通しが現実化すれば、近い将来、深刻な財源不足に直面し、ひいては、平成19年6月に成立した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「財政健全化法」という。）における財政再生団体への転落も不可避となる。そこで、平成17年～21年度を対象期間とする現行の「行財政改革推進プラン」（以下「旧プラン」という。）よりも更に一層行財政改革を推し進め、持続可能な財政構造への転換を図ることが急務となっている。

このため、「新行財政改革推進プラン ～持続可能な県政へ～」（以下「本プラン」という。）を策定し、平成24年度までに財調・県債基金の大幅な取崩しに頼ることなく財政収支が均衡する状態を実現することで、財政健全化法における早期健全化団体・財政再生団体への転落を回避しつつ、毎年の財調・県債基金の取崩額を段階的に縮減していくものとする。

### 2 推進体制

更なる行財政改革を強力に推進していくため、新たに行財政改革推進本部を設置し、全庁挙げての行財政改革の推進体制を整備する。

### 3 取組期間

本プランの取組期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間とする。

## 第2 行財政改革推進プラン

### I 一般会計について

#### 1 本プランを実施しない場合の財政収支見通し

表1 「和歌山県の財政収支見通し」(平成19年9月)から引用 (単位:億円)

	平成19年度 予 算 額	平成20年度 見 込 額	平成21年度 見 込 額	平成22年度 見 込 額	平成23年度 見 込 額	平成24年度 見 込 額
歳 出 (A)	5,179	5,220	5,175	5,183	5,204	5,264
人 件 費	1,666	1,611	1,551	1,568	1,598	1,608
経常人件費	1,423	1,389	1,362	1,372	1,391	1,410
退職手当	232	210	177	184	196	186
公 債 費	650	700	727	752	788	821
投資的経費	1,011	1,021	999	941	872	862
その他支出	1,852	1,888	1,898	1,922	1,946	1,974
社会保障関係費	403	435	465	481	500	519
歳 入 (B)	5,028	5,064	5,040	4,936	4,933	4,946
県 税	1,017	1,047	1,081	1,111	1,143	1,176
地方交付税・臨時財政対策債	1,711	1,728	1,722	1,722	1,720	1,722
国庫支出金	681	670	657	652	645	649
県債(臨時財政対策債を除く)	584	575	538	400	364	360
その他収入	1,035	1,044	1,042	1,051	1,061	1,039
収支不足額 (A)-(B)	151	156	135	247	271	318
財調・県債基金年度末残高見込	191	79	▲ 56	▲ 303	▲ 574	▲ 892
前年度決算剰余金	44					

表1は、今後10年間の一般会計の姿を試算した平成19年9月公表の「和歌山県の財政収支見通し」のうち、平成24年度までの5年間の試算結果を引用したものであり、財調・県債基金が平成21年度で枯渇する見通しとなっているなど、県財政の大変厳しい見通しを示している。

#### 2 本プランを実施した場合の財政収支見通し

表1の公表以降、平成19年度2月補正予算及び平成20年度当初予算の調製を行うことにより、見通しには次のような変動要因が生じた。

- ① 平成19年度2月補正予算において、平成18年度決算剰余金処分として、24億円の県債の繰上償還を実施したことにより、平成20年度以降の公債費が縮減した。

② 平成20年度当初予算の調製時において、国の制度等に変更があり、歳入・歳出両面で変動要因が生じた。

特に、歳入面では、地域間の税源偏在を是正するため、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、平成20年10月から法人事業税の一部が分離され、平成21年度に地方法人特別税及び地方法人特別譲与税が創設されることとなっているため、平成21年度以降は県税が減少し、その他収入が増加する見通しとなった。また、この偏在是正の効果が現れない平成20年度は、地方交付税の算定を通じた対策が講じられ、地方交付税・臨時財政対策債の増加が生じた。

③ 平成19年9月の「財政収支見通し」の試算前提には、平成19年1月公表の「日本経済の進路と戦略・参考試算」の経済指標を用いていたが、同参考試算が平成20年1月に更新されたため、見通しの前提となる経済指標が変わった。

これらの変動要因を合わせると、5年間で133億円の収支改善効果がある。これを表1に反映し、さらに、次頁以降に掲げた本プランの具体的対策を実施した場合、表2のとおりとなる。

表2（本プランを実施した場合の財政収支見通し）

（単位：億円）

	平成19年度 予 算 額	平成20年度 予 算 額	平成21年度 見 込 額	平成22年度 見 込 額	平成23年度 見 込 額	平成24年度 見 込 額
歳 出 (A)	5,179	5,112	5,191	5,174	5,134	5,123
人 件 費	1,666	1,617	1,572	1,564	1,578	1,576
経常人件費	1,423	1,395	1,377	1,370	1,372	1,374
退職手当	232	210	182	181	192	188
公 債 費	650	659	693	710	723	745
投資的経費	1,011	987	1,058	1,024	950	908
その他支出	1,852	1,849	1,868	1,876	1,883	1,894
社会保障関係費	403	429	445	461	478	497
歳 入 (B)	5,028	5,050	5,124	5,135	5,111	5,123
県 税	1,017	1,058	1,013	970	998	1,026
地方交付税・臨時財政対策債	1,711	1,764	1,737	1,747	1,742	1,741
国庫支出金	681	682	675	669	648	642
県債（臨時財政対策債を除く）	584	561	621	572	537	519
その他収入	1,035	985	1,078	1,177	1,186	1,195
収支不足額 (A)-(B)	151	62	67	39	23	0
財調・県債基金年度末残高見込	191	151	84	45	22	22
前年度決算剰余金基金繰戻額	20					

**【本プランを実施した場合の県債年度末残高】**

(単位：億円)

	平成19年度 予算額	平成20年度 見込額	平成21年度 見込額	平成22年度 見込額	平成23年度 見込額	平成24年度 見込額
県債年度末残高	7,900	8,159	8,448	8,627	8,767	8,880
臨時財政対策債除き	6,382	6,486	6,628	6,725	6,789	6,829

この見通しが現実化すれば、今後5年間で財調・県債基金取崩前の収支不足額が段階的に縮減し、財調・県債基金が枯渇することなく、平成24年度には収支不足額をゼロにすることができる。

また、財政健全化法において財政の健全性を判断する指標として示された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の全てにおいて、平成24年度までの間、早期健全化基準を超えない見通しである（別紙参照）。

なお、本プランを実施すれば、県債の年度末残高は5年間で980億円増加し、平成24年度末には8,880億円となる見通しであり、それ自体としては決して望ましい状態ではないが、後述するように県債の償還期間の長期化により単年度当たりの公債費負担の軽減を図るなどの対策を講じており、実質公債費比率は、平成24年度においても早期健全化基準（25%）の半分程度の12.8%に止まる見通しであり、直ちに問題となるものではない（別紙参照）。

### 3 行財政改革推進プランの具体的対策

財政収支の均衡を図るため、次に示す歳出削減及び歳入確保のための具体的対策を実施する。

#### (1) 歳出削減

##### ① 人件費総額の縮減

職員数の見直しと給与の抑制を行い、人件費総額を縮減することにより、次のように収支不足を改善する。

(単位：億円)

年 度	H20	H21	H22	H23	H24	合計
改善額	23	41	57	64	73	258

※ 改善額とは、本プランの実施により改善する収支不足額をいう。(以下同じ。)

## 1) 職員数の見直し

徹底した業務の見直しを実施することにより、業務委託の推進や指定管理者制度の導入など民間活力を積極的に活用するとともに、市町村への事務・権限移譲を進めることで、業務の削減・簡素化と行政サービスの質の保持・向上を図る。また、本庁及び地方機関のあり方を常に見直すことにより、簡素で効率的な組織機構を構築し、適正な人員の再配置に努める。これらのことにより、職員数を次のとおり削減する。

### 【部門別削減目標】

(単位：人)

部 門	H19.4.1 対象職員	削 減 目 標						合 計
		H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	
一般行政・公営企業等部門	4,088							
一般行政部門	3,788	▲ 100	▲ 110	▲ 80	▲ 60	▲ 70	▲ 60	▲ 480
公営企業等部門	300							(▲ 11.7%)
特別行政部門	12,240							
教育部門	9,798	▲ 114	▲ 134	▲ 122	▲ 48	▲ 35	▲ 57	▲ 510
警察部門	2,442							(▲ 4.2%)
合 計	16,328	▲ 214	▲ 244	▲ 202	▲ 108	▲ 105	▲ 117	▲ 990 (▲ 6.1%)

※ 当削減目標中、特別行政部門の教職員及び警察官については、法令等により配置の基準が示されており、今後の法令等の改正に伴い、削減目標の異動がありえる。

## 2) 給与の抑制

平成18年度に導入した給与構造改革による給与水準の段階的引き下げを引き続き実施していく。

また、給与が職員の勤務意欲の源泉であることを念頭に置くとともに、国及び他の都道府県との均衡、社会情勢の変化及び県の財政状況を勘案しつつ、現在行っている給与カットの実施や手当の見直し等を検討していく。

### ② 事務事業の見直し等による歳出削減

事務事業などの見直しを行い、毎年10億円程度を削減することにより、次のように収支不足を改善する。

(単位：億円)

年 度	H20	H21	H22	H23	H24	合計
改 善 額	10	20	30	40	50	150

## 1) 事務事業の見直し

毎年、前年度の新規事業について事業評価を行い、継続事業の見直しと合わせて事務事業の削減・簡素化を図る。

特に、補助金については、市町村や民間との役割分担の見直しや負担の適正化の観点から、団体への運営費補助金、高額補助金及び高率補助金を中心として、継続的に見直しを行う。

## 2) 福祉・医療等社会保障制度の安定的運営

今後も社会保障関係費の増加が見込まれる中、県単独の医療費助成制度等について受益と負担の適正化の観点から見直しを行うとともに、少子化対策、健康長寿・がん対策、障害者施策等に重点化した施策を展開することにより、将来にわたって安定した制度運営を図る。

## 3) 県有施設の見直し

原則として、民間と役割が競合する県有施設については、積極的に民間への譲渡・売却を推進する。

また、老朽化が進み大規模修繕が見込まれる施設については、廃止を含めて検討を行う。

## ③ 投資的経費の抑制

投資的事業については、今後とも事業効果や緊急性等を検討・精査しつつ、本県の発展に必要な事業への一層の重点化を図り、国の公共事業費削減の方針と歩調を合わせ、毎年3%程度の削減を行うことにより、次のように支出を抑制する。

なお、平成27年の国民体育大会に向けて、今後施設の整備が必要となることも想定されるが、その際には、別の公共投資を抑制する等により、全体としての投資が本プランの遂行を妨げることがないようにする。

また、国の制度の変更等により県財政に不測の事態が生じるような場合には、一層の投資的経費の抑制を検討することとする。

(単位：億円)

年 度	H20	H21	H22	H23	H24	合計
改 善 額	6	13	19	26	33	97

#### ④ 県債の償還期間の長期化による公債費負担の軽減

県債の償還期間について、施設の耐用年数や地方交付税の算定で用いられる期間を勘案し、原則として、20年（10年債1回借換）から30年（10年債2回借換）に延長することにより、次のように単年度当たりの公債費負担を軽減する。

（単位：億円）

年 度	H20	H21	H22	H23	H24	合計
改 善 額	9	23	29	48	73	182

### （２） 歳入確保

企業誘致や観光振興など経済活性化策を積極的に実施することにより、税源の拡大を図るとともに、歳入確保に向け、以下の取組を推進する。

#### ① 県税収入の確保

県税負担の公平を確保するため、不正軽油対策をはじめとする課税客体の的確な捕捉を行うとともに、市町村との連携による個人県民税徴収対策の強化や厳正な滞納整理を実施する。平成24年度には、現在全国平均を下回っている収入率を全国平均以上に引き上げることを目標として、次のように収入の確保を図る。

（単位：億円）

年 度	H20	H21	H22	H23	H24	合計
改 善 額	3	4	5	7	10	29

#### ② 財源対策のための県債の活用

将来の公債費負担に十分配慮しつつ、将来の人件費の抑制や行財政改革による経費の抑制を前提とした退職手当債・行政改革等推進債を活用することにより、次のように収入の確保を図る。

（単位：億円）

年 度	H20	H21	H22	H23	H24	合計
改 善 額	177	149	112	109	103	650

### ③ 未利用県有財産の処分

平成18年8月の「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」に沿って、公会計改革に伴う財産台帳の段階的な整備を図りつつ、利用予定のない土地や建物等の県有財産について、引き続きインターネットオークションなどを活用し売却等を推進する。このことにより、次のように収入の確保を図る。

(単位：億円)

年 度	H20	H21	H22	H23	H24	合計
改 善 額	7	1	1	1	1	11

### ④ その他の歳入確保策

#### 1) 受益者負担の適正化

使用料・手数料等については、受益者負担の適正化の観点から、改定時期などを捉えて適宜見直しを行う。

#### 2) 未収金の収納促進

県営住宅使用料や貸付金等の未収金の回収に努めるとともに、一部事務の外部委託導入などによる積極的な回収策を講じる。

#### 3) 創意工夫による歳入の確保等

県が発行する印刷物やホームページなどへの有料広告掲載を一層推進するとともに、いわゆる「ふるさと納税」による寄付金収入の確保に努める。

また、ネーミングライツの活用(※)について検討を行う。

#### ※ ネーミングライツの活用

県有施設等の命名権を企業に売却することによって、県は収入を得る一方、企業は県有施設等の名称を通じて宣伝効果を得ること。

### (3) 改善額の合計

以上の歳出削減や歳入確保の取組による収支不足の改善額は、次のようになる。

## 【本プランによる項目別改善額一覧（一般財源ベース）】

(単位：億円)

区分	内 容	改 善 額					
		H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	合 計
歳出	人件費総額の縮減	23	41	57	64	73	258
	事務事業の見直し等	10	20	30	40	50	150
	投資的経費の抑制	6	13	19	26	33	97
	公債費負担の軽減	9	23	29	48	73	182
	小 計	48	97	135	178	229	687
歳入	県税収入の確保	3	4	5	7	10	29
	財源対策のための県債の活用	177	149	112	109	103	650
	未利用県有財産の処分	7	1	1	1	1	11
	小 計	187	154	118	117	114	690
合 計		235	251	253	295	343	1,377

## (4) 財調・県債基金を除く一般会計に属する基金

一般会計には、財調・県債基金を除くほか、22の基金がある。

新しい行財政改革の検討に当たっては、①これらの基金が、その設置目的のための取崩しにより枯渇してしまうことはないかということと、一方、②苦しい行財政改革の中で、これらの基金を取り崩して収支改善の目的に用いることができないかという検討が必要である。

次の表は、これらの22の基金の平成19年度末における残高見込、基金造成の主たる原資及び基金の設置目的・用途を示すものである。

表3（財調・県債基金を除く基金の残高（平成19年度末見込み）等）（単位：百万円）

名 称	基金残高 見込	主たる原資	基金の設置目的・用途
福祉対策等基金	6,935	超過課税・ 交付税	福祉施策等の充実を図るための医療費助成等の 財源
文化振興基金	359	一般財源	文化の振興を図るための文化施設の整備等の財 源
地域振興基金	3,220	交付税	地域の振興を図るために市町村等と共同して行 う施設整備等の財源
県庁舎及び議会棟等整備基金	4,526	一般財源	県庁舎及び議会棟等の整備の財源
研究開発推進基金	79	一般財源	県試験研究機関における研究開発の財源
自然保護基金	183	一般財源	自然環境保護を図るために必要な土地の買取り 等の財源
こどもの交通安全基金	24	寄附金	児童の交通災害の防止のための設備整備等の財 源
災害救助基金	445	一般財源	災害救助法に基づく災害救助物資の備蓄
愛の基金	89	寄附金	社会福祉のための財源
介護保険財政安定化基金	2,438	国庫支出金	市町村介護保険財政の安定化を図るための資金 の貸付等の原資
障害者自立支援対策臨時特例基金	739	国庫支出金	自立支援法に則した施設の改修等の財源
国民健康保険広域化等支援基金	489	国庫支出金	市町村国民健康保険財政の安定化を図るための 資金の貸付等の原資
産業開発基金	1,704	一般財源	企業誘致を促進するための誘致企業に対する助 成の財源
企業立地促進資金貸付基金	873	国庫支出金	発電用施設周辺における企業立地を図るための 融資の原資
中山間地域等直接支払基金	167	国庫支出金	中山間地域等の耕作放棄地の発生防止のための 農家支援の財源
中山間ふるさと・水と土保全基金	1,230	国庫支出金	中山間地域の環境改善を図るために行う農業用 施設や農地を守る運動等の財源
森林整備担い手基金	1,068	国庫支出金	林業労働者の社会保障の充実と林業労働環境の 整備の財源
森林整備地域活動支援基金	259	国庫支出金	森林保全等の財源
紀の国森づくり基金	52	超過課税	森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造 を図るための公募による森林関係事業の財源
青少年文庫基金	40	寄附金	青少年文庫を設けるための財源
土地開発基金	17,850	交付税	公共用地の先行取得の原資
地域環境保全基金	1,495	国庫支出金 ・寄附金	地域環境の保全や地球温暖化に関する普及啓発 の財源
<b>合 計</b>	<b>44,264</b>		

※ 障害者自立支援対策臨時特例基金は、障害者自立支援法の円滑な施行のために平成20年度までを期限として実施する特別対策事業の財源を積み立てるために臨時的に設置されたものであり、平成21年3月31日をもって廃止される。

まず、①上記基金が枯渇してしまうことはないかという点については、

これらの基金のうち、産業開発基金及び企業立地促進資金貸付基金については、平成20年度当初予算と同程度の取崩しを続けた場合、本プランの対象期間中には、ほぼ底をつく見通しであり、これらの基金の枯渇後には一般会計の負担が増すこととなる。

他方、それ以外の基金については、用途がかなり限定されているか、又は原資の追加が継続的になされるため、当面は底をつくことはない見通しである。

次に、②基金を取り崩して一般的に収支改善の目的に用いることはできないかという点については、これらの基金は、それぞれ表3に記載されている特定の目的のために資金を受け入れ、年度を越えて特定の事業等に充てるべく設けられたものであり、財調・県債基金のように財政調整のために一般的に使用できるものではない。

なお、土地開発基金の残高が多額に上っているが、この基金は、事業の円滑な執行に向けた土地の先行取得のために設置されたものであり、当面かかる設置目的のための使用が想定されないとしても、和歌山県土地開発公社の加太開発事業借入金に対する県の保証債務を弁済する事態が生じた場合における臨時特例の備えとする余地があることから、そのためにも残しておく必要がある。

## II 特別会計について

### 1 現状と具体的方策

次に、新しい行財政改革の検討に際しては、一般会計のみならず、県が有する特別会計の健全性が十分であるかについても確認する必要がある。

県が設置している特別会計は、

- (1) 県が行う公営企業を経理する会計（以下「公営企業会計」という。）
- (2) 県が行う貸付事業を経理する会計（以下「貸付事業会計」という。）
- (3) その他特定の収支を他と区分して経理する会計（以下「その他会計」という。）

に分類することができるため、以下、この分類に沿って検討を加える。

#### (1) 公営企業会計

公営企業会計に分類されるものは5会計あり、各会計の名称と平成18年度決算における主要な財政指標は以下のとおりである。

なお、企業会計を導入していない会計（2会計）と導入している会計（3会計）の間では、用いるべき財政指標が異なることから、表を分けて示すこととする。

【企業会計を導入していない公営企業会計の財政状況（平成18年度決算）】（単位：百万円）

名 称	歳入	歳出	実質 収支	県債 残高	一般会計か らの繰入金	(参考) 一般会計か らの繰入金(平成19 年度決算見込み)
県営港湾施設管理特別会計	885	843	42	5,647	287	277
流域下水道事業特別会計	8,068	7,662	0	10,368	625	629

※「実質収支」とは、歳入から歳出を差し引いた形式収支から翌年度への繰越事業に係る財源を差し引いた額であり、当該年度の実質的な収支を表すものである。

【企業会計を導入している公営企業会計の財政状況（平成18年度決算）】（単位：百万円）

名 称	総収益	総費用	不良 債務	県債 残高	一般会計か らの繰入金	(参考) 一般会計か らの繰入金(平成19 年度決算見込み)
県立こころの医療センター事業会計	2,032	2,347	—	7,063	747	746
工業用水道事業会計	807	679	—	296	—	—
土地造成事業会計	1,054	1,789	—	14,777	—	—

※「不良債務」とは、一時借入金などの流動負債が現金などの流動資産を超えた場合のその超過額であり、その会計の資金繰りの状況を示すものである。

公営企業会計については、当該企業の経費は原則として当該企業の経営に伴う収入をもってこれに充てるという独立採算の原則（地方財政法第6条本文）が定められているところであるが、一般会計からの繰入金の歳入（又は総収益）に占める割合が比較的大きい会計は、県営港湾施

設管理特別会計及び県立こころの医療センター事業会計である。

また、流域下水道事業特別会計及び土地造成事業会計については、多額の県債を抱えている。

以上のような問題を有する4つの特別会計に関して、それらの財政構造が持続可能かどうかについての検討を加えた結果、次のように対処することとする。

### ① 県営港湾施設管理特別会計

県営港湾施設管理特別会計は、海上輸送による流通の促進を図るため、県債により物揚場などの港湾施設の整備を行い、港湾利用者からの港湾施設使用料をもって県債の償還を進めるために設けられているが、現在、県債償還額のピークを迎えているとともに、港湾施設の利用の伸び悩みもあって、一般会計からの繰入金が生じている。しかしながら、県債の償還額は平成22年度を境に減少に転じる見込であるため、同年度以降は収支の改善が図られていく見通しである。

今後は、更なる経費節減や国際コンテナ航路の寄港誘致等による港湾施設の利用促進による増収により生じた剰余金を繰上償還に充てることで、公債費負担のより一層の軽減に努め、一般会計からの繰入金の縮減を図る。

### ② 流域下水道事業特別会計

流域下水道事業特別会計は、伊都地域と那賀地域において県が市町に代わり広域的に行う下水道事業を経理するものであり、施設整備に係る県の実負担額と施設の維持管理費は、汚水の量に応じて市町から徴収する負担金で回収することとしている。

現在、伊都地域は供用開始後の初期段階にあり、また、那賀地域は供用開始前であるため、当面は、施設整備にかかる県債残高が多額に上り、一般会計からの繰入金が必要となるが、供用開始からしばらく経って下水道利用者が増加し、下水道事業が軌道に乗ってからは、市町から徴収する負担金で県債の償還を行うとともに、過去の一般会計からの繰入金を一般会計へ返還する計画となっている。

今後は、下水道事業に係る経費の節減を図るとともに、関係市町と連携して下水道への接続率を向上させることによって、県債の償還が計画どおりに進むように努める。

### ③ 県立こころの医療センター事業会計

県立こころの医療センターは、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（旧法：精神衛生法）に基づき都道府県に設置が義務付けられてい

る精神科病院である。

県立こころの医療センター事業会計においては、平成18年度決算では、収入の3分の1程度を一般会計からの繰入金で賄っているが、この繰入は、救急医療の確保に要する経費や病院建設に伴い借り入れた県債の元利償還金について、一般会計が負担すべきものとして一定の基準によって算定した金額の範囲内で行っているものである。

今後とも、一層の経営改善に努めて効率的な病院経営を行うことにより、一般会計からの繰入金の縮減を図る。

#### ④ 土地造成事業会計

土地造成事業会計は、工業用地等の造成を行うことにより企業を誘致し、地域の活性化を促進する土地造成事業を経理するものである。この事業による造成地には石油精製や木材関係の事業所などが進出しており、本県産業の発展に重要な役割を担ってきたところである。

現時点では一般会計からの繰入金はないものの、県債残高が多額に上っていることから、今後とも、企業誘致を積極的に推進し、用地の売却を進めることで県債の縮減を図る。

一方、地価下落に伴う評価損が発生している造成地もあることから、今後の土地売却の進展により、評価損が顕在化し資金不足が発生する場合には、一般会計等からの支援を計画的に進めることにより、その解消に努める。

### (2) 貸付事業会計

貸付事業会計に分類されるものは5会計あり、各会計の名称と平成18年度決算における主要な財政指標は以下のとおりである。

【特別会計の財政状況（平成18年度決算）】

（単位：百万円）

名 称	歳入	歳出	実質 収支	県債 残高	一般会計か らの繰入金	備考
農林水産振興資金特別会計	2,117	965	1,152	179	19	
中小企業振興資金特別会計	3,037	2,236	801	11,627	—	未収金 114 億円
母子寡婦福祉資金特別会計	306	157	149	324	—	
修学奨励金特別会計	252	245	7	—	125	
市町村振興資金特別会計	3,096	1,791	1,305	—	—	

5会計共に実質収支は黒字であり、その点では問題はない。

県債残高については、中小企業振興資金特別会計において多額となっているが、この県債は中小企業等への貸付金の原資として中小企業基盤

整備機構等から借り受けた債務であり、その償還には中小企業等からの返済金が充てられることから、原則として一般会計からの更なる支出を要するものではない。他方、同会計の未収金残高は多額に上っていることから、現在、債権の管理体制を充実し、貸付金の回収と整理に努めているところであり、今後とも適切な債権管理を行っていく。

### (3) その他会計

その他会計に分類されるものは5会計あり、各会計の名称と平成18年度決算における主要な財政指標は以下のとおりである。

【特別会計の財政状況（平成18年度決算）】

(単位：百万円)

名 称	歳入	歳出	実質 収支	県債 残高	一般会計か らの繰入金	備考
職員住宅特別会計	418	233	185	—	—	
自動車税等証紙特別会計	3,313	3,310	3	—	—	
用地取得事業特別会計	8,237	8,236	1	10,514	158	
公債管理特別会計	84,981	84,981	0	—	63,766	
県営競輪事業特別会計	15,267	14,987	280	—	—	

5会計共に実質収支の点では問題はない。

なお、県が施行する事業に備えて用地を取得する事業を經理する用地取得事業特別会計は、県債残高が多額となっているが、この県債は用地の先行取得に係る費用を一時的に立て替えるための債務に過ぎず、特に問題となるものではない。

また、公債管理特別会計は、一般会計からの繰入金が多額となっているが、この会計は、一般会計又は他の特別会計からの繰入金を財源として県債の償還及び利子等の支払を行うためのものであり、問題となるものではない。

## 2 特別会計に属する基金

いくつかの特別会計は基金を有しており、一般会計の基金と同様の検討を行った。以下の表は、特別会計に属する全ての基金の名称と平成19年度末残高見込を示したものである。

## 【基金残高（平成19年度末見込み）】

（単位：百万円）

名 称	基金残高 見込	主たる原資	基金の設置目的・使途
県債管理基金（公債管理特別会計分）	500	一般財源	短期県債の公債費償還の財源
県営競輪施設整備等基金	1,559	収益金	競輪場の施設整備及び競輪事業の健全経営に要する経費の財源
県営港湾施設管理特別会計財産減価償却基金	163	使用料	県営港湾施設財産の減価償却の財源
和歌山下津港環境整備等基金	18	使用料	和歌山下津港の環境整備等の財源
合 計	2,240		

これら4つの基金は、いずれも使途がかなり限定されているため、直ちに枯渇することはない。

一方、県営競輪施設整備基金の残高が多額に上っているが、これは、今後、経営状況の悪化等に備えて積み立てているものであり、引き続き確保しておく必要がある。

### Ⅲ 外郭団体等について

#### 1 現状と具体的方策

県では、その長い治績の中で各種の外郭団体を設立して、行政に属する諸活動を担わせたりしてきた。新しい行財政改革の検討に当たっては、これらが県の一般会計の持続可能性を阻害するようなことはないかを確認しておく必要がある。

県の外郭団体の名称と平成18年度決算における主要な財政指標は以下のとおりである。

【外郭団体の財政状況（平成18年度決算）】

（単位：百万円）

名 称	資産	負債	資本又は 正味財産	出資 額等	県からの 補助金・ 交付金	県からの 貸付金の 残高	県の保証 債務・損 失補償債 務の残高
和歌山県土地開発公社	33,760	54,462	▲ 20,702	50	888	14,771	23,061
和歌山県道路公社	1,484	1,062	422	422	—	221	158
和歌山県住宅供給公社	748	988	▲ 240	5	—	—	—
財団法人和歌山県国際交流協会	540	9	531	200	1	—	—
社団法人和歌山県私学振興基金協会	496	—	496	132	—	—	—
社団法人和歌山県青少年育成協会	320	9	311	157	21	—	—
財団法人和歌山県救急医療情報センター	52	42	10	5	—	—	—
財団法人和歌山県角膜・腎臓移植推進協会	60	0	60	26	1	—	—
財団法人和歌山県民総合健診センター	196	111	85	9	6	—	—
財団法人わかやま産業振興財団	2,317	1,088	1,229	5	243	705	—
財団法人和歌山地域地場産業振興センター	359	29	330	5	2	—	—
財団法人和歌山県勤労福祉協会	47	50	▲ 3	3	—	23	—
ウインナック株式会社	703	600	103	20	—	—	—
財団法人和歌山県農業公社	645	320	325	1	12	268	43
社団法人畜産協会わかやま	190	183	7	15	5	—	—
社団法人わかやま森林と緑の公社	14,714	14,607	107	10	128	7,110	4,986
財団法人和歌山県栽培漁業協会	1,268	25	1,243	931	60	—	—
財団法人和歌山県下水道公社	129	99	30	13	—	—	—
南紀白浜空港ビル株式会社	796	405	391	150	—	380	—
財団法人和歌山県文化財センター	236	226	10	10	—	—	—
財団法人和歌山県水上安全協会	326	1	325	321	—	—	—
財団法人和歌山県暴力団追放県民センター	857	10	847	709	—	—	—
財団法人和歌山県人権啓発センター	75	43	32	30	60	—	—
財団法人紀南環境整備公社	65	4	61	20	5	—	—
公立大学法人和歌山県立医科大学	67,228	9,064	58,164	56,524	4,294	673	—

※ ここで、外郭団体とは、出資等法人の設立及び運営の指導監督に関する要綱第2条で定める「出資法人」（県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人又は県が継続的な財政支出、人的支援等を行っている法人のうち、特に指導監督を行う必要があると知事が認める法人）及び公立大学法人和歌山県立医科大学をいう。

上記の外郭団体のうち、大半の団体は資産が負債を上回っており、そのような団体は、仮に事業継続が困難になり、直ちに清算したとしても、県財政に大きな影響を与えることはない。

しかし、和歌山県土地開発公社と和歌山県住宅供給公社については、多額の債務超過となっており、また、社団法人わかやま森林と緑の公社については、木材価格の低迷により保有資産が目減りしているおそれがあることから、これらの団体に対する県からの出資金や貸付金が返済されなかったり、保証債務や損失補償の履行が現実化することにより、県財政に影響が及ぶ可能性がある。

そこで、これらの団体について以下の対策を講じる。

### (1) 和歌山県土地開発公社

和歌山県土地開発公社は、道路など公有地として必要な土地の取得や、住宅用地などの造成事業の実施を目的として設立された。昭和61年以降、関西国際空港の埋立用土砂採取事業を和歌山市の加太地区で行い、跡地を「コスモパーク加太」として複合機能都市の整備を計画したが、バブル経済崩壊など社会情勢の影響により整備が進まず、平成15年、当該事業に係る金融機関からの借入金約438億円の返済期限が到来した。このため、土地開発公社が特定調停の申立を行い、和歌山地方裁判所から「調停に代わる決定(※)」が行われた。

現在、この決定に基づき計画的に借入金の償還を行っているところであり、この決定に従っている限り、多額の債務保証の履行等に見舞われることはない。県としては、この土地を現状のまま置いておくことは得策ではないので、企業誘致等により土地の利活用を推進していくものとする。その際には、時として、金融機関との調整、場合によっては、上記決定そのものの変更が必要となる可能性もあるが、その時々県の財政状況と土地の利活用による雇用拡大等の便益などを比較考量しつつ対応していく。

また、保有地の売却や賃貸を積極的に進めるなど、引き続き経営健全化に向けた取組を行うよう、公社を指導していく。

#### ※ 調停に代わる決定

公社の金融機関からの借入金438億1,530万円を平成16年9月30日から平成45年3月31日にかけて長期的に弁済するスキーム。平成36年1月31日まではコスモパーク加太の公社保有地の一部を県が賃借し、公社は県からの賃料を原資として20年間で65億1,530万円(平成20年3月1日現在43億59百万円)を金融機関に返済する。残る373億円(平成20年3月1日現在324億60百万円)は、平成36年2月1日以降、土地の売却収入により返済することとされており、県はこのうち265億円(平成18年10月の一部繰上償還により230億61百万円に減少)を債務保証している。

## (2) 社団法人わかやま<sup>もり</sup>森林と緑の公社

社団法人わかやま<sup>もり</sup>森林と緑の公社は、所有者から土地を借り、造林又は育林をして、その利益を所有者と分けあう分収林事業を主に運営している。その経費については、農林漁業金融公庫から借入を行い、木材売却益を償還財源とする予定であったが、昨今の木材価格の低迷により借入額に見合う売却益が望めなくなっている。

このような厳しい経営状況は全国的な問題であり、他県の動向も視野に入れつつ、粛々と分収契約に基づいて立木を管理し、本県からの貸付金により農林漁業金融公庫からの借入金を返済していかざるを得ない。

現在、木材の売却益が望めない中、当面は長伐期化を進めるしかないが、将来的に、立木の成育や本県が推進する紀州材のブランド化による木材価格の向上を待って、売却益の活用による自力での借入金の返済を行うよう、公社を指導していく。

## (3) 和歌山県住宅供給公社

和歌山県住宅供給公社は、県民に低廉な分譲宅地を提供することを目的として設立された団体であるが、分譲宅地の販売不振と地価下落によって経営状況が悪化し、約2.4億円の累積欠損金が生じている。現在、新たな分譲を休止しており、県営住宅等の賃貸住宅の管理業務に特化して運営を行っているところである。

平成17年3月に「経営改善計画」を策定し、公社独自の給与カットなど歳出削減に取り組むとともに、保有宅地の早期完売と県営住宅等の賃貸住宅管理業務の受託により、平成23年度での民間資金の完済に向けて計画どおりに償還を進め、経営の建て直しを図っているところであるが、今後は、経営状況だけでなく、公社の担う役割という観点からも議論を進め、将来に向けた公社のあり方について検討していくこととする。

## 2 その他の県が出資・出捐を行っている団体

上記の外郭団体にはあたらないものの県から出資・出捐を行っている団体については、財政的関与が多額に上るわけではなく、直ちに県財政に大きな影響を与えるものではないが、今後、行財政改革を阻害しないよう継続的に見直しを行っている。

### 第3 今後の課題

本プランに掲げた行財政改革については、平成17年度に策定し、着実に進めてきた旧プランをより一層推し進めるものであり、人員の一層の削減及び業務の一層の見直し縮減を伴うものである。

一方で行政サービスの維持・向上を図りつつ、これを実施していくのは非常に困難な道のりであるが、持続可能な財政構造への転換を実現するためには、本プランに沿った行財政改革を確実に実行していくことが不可欠である。

また、本プランにより、平成24年度における単年度の収支均衡が可能となり、財調・県債基金の枯渇を防止できる目途が立ったものの、依然、退職手当債等財源対策のための県債に依存している状況であり、本プラン達成後も更なる行革努力を進め、長期的に県債の発行を段階的に縮小していくとともに、地方消費税の拡充等、地方税財政制度改革を国へ働きかけることにより、安定的な財源の確保に努める必要がある。

なお、本プランで想定していない状況、例えば、何らかの制度改革により地方財政が一層困難に陥るようなことが生じたり、社会保障制度の改変によって地方負担が急激に増加する等、社会状況の著しい変化が発生した場合には、本プランについても臨機応変な見直しが必要となる。

【別紙】

○ 財政健全化判断 4 指標の推計

下記の表は、財政健全化法において、財政の健全性を判断する指標として示された 4 つの指標を、本プランを実施しなかった場合と実施した場合について、それぞれ推計したものである。

【財政健全化判断 4 指標の推計（本プランを実施しなかった場合）】 (単位：%)

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
実質赤字比率	0	0	▲ 2.0	▲ 10.5	▲ 19.6	▲ 30.0
連結実質赤字比率	0	0	▲ 0.9	▲ 9.5	▲ 18.6	▲ 29.0
実質公債費比率	9.7	10.0	11.2	12.8	14.1	15.4
将来負担比率	223.2	226.0	229.1	232.2	237.4	243.8

(注) 実質赤字比率 の早期健全化基準：▲ 3.75 % 財政再生基準：▲ 5 %  
 連結実質赤字比率の早期健全化基準：▲ 8.75 % 財政再生基準：▲ 15 %  
 実質公債費比率 の早期健全化基準： 25 % 財政再生基準： 35 %  
 将来負担比率 の早期健全化基準： 400 % 財政再生基準： なし

【財政健全化判断 4 指標の推計（本プランを実施した場合）】 (単位：%)

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
実質赤字比率	0	0	0	0	0	0
連結実質赤字比率	0	0	0	0	0	0
実質公債費比率	9.8	9.6	10.4	11.4	12.3	12.8
将来負担比率	224.1	221.8	224.9	224.0	224.5	224.0